

【公開用】

# 稚内市いじめ問題対策委員会調査報告書

令和4年12月26日

稚内市いじめ問題対策委員会

## 目 次

第 1	本調査の目的及び概要等	1
1	調査に至る経緯等	1
2	本調査の目的	1
3	調査方法としてのアンケートについて	2
4	調査の概要	2
(1)	学校関係者及び市教委からの事情聴取及び資料提供	2
(2)	被害児童及び加害児童の保護者への説明、事情聴取及び資料提供	3
(3)	児童本人からの事情聴取	3
(4)	委員会の活動	3
第 2	本件事案の法第 28 条に定める重大事態該当性	4
1	法第 28 条に定める重大事態と本件事案の「転校」の場合	4
2	児童 A の精神的被害	5
3	法第 28 条第 1 項第 2 号の不登校事案と本件事案	6
4	本件事案の重大事態該当性と本調査	7
第 3	いじめの定義といじめの事実関係等	8
1	いじめの定義と本件事案について	8
2	本件事案に関係する児童の関係性及び問題点	9
3	1 年生児童らの状況等について	9
4	5 月 31 日の出来事の実事関係等	9
5	いじめの事実の認定	12
第 4	学校の措置における問題点と対策についての提言	13

1	本件学校の基本方針及び基本的施策の策定と学校の問題点	13
(1)	基本方針の策定といじめの定義の確認及び道徳教育について	13
(2)	早期発見のための措置と教職員に対する研修について	14
(3)	相談体制の整備と複数の教職員、心理・福祉等の専門家等からなる組織の設置について	14
2	個別いじめ事案に対する措置と本件学校の問題点	15
(1)	初動対応とその問題点	15
(2)	いじめ行為と認識した後に取られた措置とその問題点	16
(3)	11月8日に開催した保護者説明会とその問題点	17
(4)	本件学校の対応の問題	18
3	本件学校に対する提言	18
(1)	研修の実施	18
(2)	組織的対応を現実的に可能とする組織とマニュアルの策定	19
第5	学校設置者たる市教委における問題点と対策の提言	20
1	市教委の措置の問題点	20
2	提言	21

## 第1 本調査の目的及び概要等

### 1 調査に至る経緯等

- (1) 稚内市立●●小学校（以下「本件学校」という。）は、令和3年5月31日に第1学年の児童間で起きた行為（以下「5月31日の出来事」という。）について、同年6月12日にいじめと認定をした。

5月31日の出来事並びに本件事案においていじめと認定される行為に関わる当事者児童は次のとおりである。

児童A、児童B、児童C、児童D、児童E、児童F、児童Gの7名である。

- (2) 児童Aは9月6日に至り転校し、その後稚内市教育委員会（以下「市教委」という。）は、12月13日にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条に基づき、調査委員会を設置することを決め、委員については外部団体等からの推薦によるいわゆる第3者委員会（以下「当委員会」という。）が令和4年2月28日に設置された。

当委員会の委員は次のとおりである。

池田光彦（会社員 稚内市連合父母と先生の会推薦）

砂子章彦（弁護士 北海道弁護士会連合会推薦）

竹田一美（幼稚園役員 稚内人権擁護委員協議会推薦）

棚橋祐典（小児科医師 市立稚内病院推薦）

但田勝義（大学教授 稚内北星学園（現育英館）大学推薦  
委員長）

### 2 本調査の目的

本件学校がいじめと認定した5月31日の出来事を含めた、児童Aに関連するいじめの事実等並びに背景事情等を含めた事案（以下「本

件事案」と言う。)の調査、本件事案の重大事態の該当性、本件学校及び市教委における法の実施状況と本件事案に関連して取られた措置についての問題点の検証と再発防止に向けた対策についての検討を目的とする。

### 3 調査方法としてのアンケートについて

本件学校においては、北海道教育委員会（以下「道教委」と言う。）から求められているいじめのアンケートを児童に対して年2回実施している。アンケート内容・書式は、道教委提供のものを使用している。

本件事案において対象となる1年生に対しては、令和3年5月に行われていた。しかし、担任教諭らによれば、1年生のアンケートにおいては、初めての経験であるうえに、1年生の理解力・記憶力・表現力では、アンケートの趣旨、書き方について理解することが困難な児童も多い結果、回答の自由記載欄が白紙のままのものが相当数に上り、十分な回答を得られないことが分かった。

そのような状況において、1年生の一学期の出来事に限定したアンケートを再度実施することにより、いじめの事実の情報を得ることは困難と判断されたことから、当委員会の調査としてアンケートを実施しないこととした。

### 4 調査の概要

#### (1) 学校関係者及び市教委からの事情聴取及び資料提供

次の関係者（いずれも役職は当時のもの）から、必要に応じて1度あるいは数度にわたり事情を聴取した。

##### ①学校関係者

校長 教頭 主幹教諭 支援部長

1年1組担任 1年2組担任

##### ②市教委

教育部長 学校教育課長

- (2) 被害児童及び加害児童の保護者への説明、事情聴取及び資料提供  
被害児童及び加害児童の保護者双方に調査方法等について説明する機会を設け、調査に関する要望を聞いた。また、保護者らからは訴訟上の資料を含め必要な資料の提供を受けた。

- (3) 児童本人からの事情聴取

児童Bを除き、児童A及びDからは2度、その他児童からは1度、面談で事情を聴取した。児童Bについては、いじめ行為への関与が認められないことが明らかになったことから、保護者を介しての書面での事情聴取を行った。

事情聴取においては、立命館大学仲教授提唱の司法面接の手法を参考とした。

- (4) 委員会の活動

令和4年2月28日（月） 第1回対策委員会

令和4年3月22日（火） 児童Aの保護者及び児童Bの保護者への説明、教員（校長・教頭）からの聞き取り調査、第2回対策委員会

令和4年3月23日（水） 教員（主幹・支援部長・担任教諭2名）からの聞き取り調査

令和4年4月18日（月） 第3回対策委員会

令和4年5月31日（火） 教員（教頭・2組担任）からの聞き取り調査

令和4年6月7日（火） 教員（校長）からの聞き取り調査

令和4年6月21日（火） 第4回対策委員会

令和4年7月13日（水） 児童D、E、F、Gの保護者に対する調査及び児童D、E、F、G本人への

聴取に係る説明並びに聞き取り調査、  
第5回対策委員会

令和4年8月1日（月） 児童Aの保護者に対する児童A本人への聴取に係る説明、市教委からの聞き取り調査、第6回対策委員会

令和4年9月14日（水） 教員（2組担任）からの聞き取り調査、第7回対策委員会

令和4年9月22日（木） 児童Aからの聞き取り調査

令和4年9月23日（金） 児童C、D、E、F、Gからの聞き取り調査

令和4年10月12日（水） 第8回対策委員会

令和4年11月6日（日） 児童Aからの聞き取り調査、児童A保護者からの聞き取り調査・説明、第9回対策委員会

令和4年11月11日（金） 児童Dからの聞き取り調査

令和4年11月17日（木） 第10回対策委員会

令和4年11月22日（火） 教員（1組担任）からの聞き取り調査

令和4年11月28日（月） 第11回対策委員会

令和4年12月5日（月） 児童A保護者への説明、児童E、F保護者への説明

令和4年12月16日（金） 第12回対策委員会

## 第2 本件事案の法第28条に定める重大事態該当性

### 1 法第28条に定める重大事態と本件事案の「転校」の場合

- (1) 法は、いじめを受けた児童が、いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」場合（法第28条第1項第1号）か「相

当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」場合（法第28条第1項第2号）を重大事態とし、重大事態が疑われる場合には、調査をすべきことを定めている。

- (2) 児童Aには、生命・身体・財産に重大な被害は生じておらず、本件事案が重大事態と言えるためには、児童Aの精神に重大な被害が生じたか、あるいは相当の期間学校の欠席を余儀なくされたと評価し得ることが必要となる。

## 2 児童Aの精神的被害

- (1) 児童Aの6月1日以降の児童Aの様子としては、担任教諭と保護者との間の連絡帳（以下「連絡帳」と言う。）及び保健室来室記録に、精神的ショックを受けたことを推認させる記載がいくつか見受けられる。

保健室来室記録には、児童Aの発言として「いじめられたことを思い出しいやな気持ちになる。心がつらくなってるので月曜日は休もうと思ってる。」（6月18日）との記載がある。

- (2) しかし、他方、6月19日以降の連絡帳には児童Aの精神的被害を推認させる記載は全くないばかりか、6月19日以降の保健室の来室記録には、児童Aが友達と元気に遊んでいることが伺われる記載が多数ある。

それらの保健室来室記録は、児童Aが友達と遊んでいて、痛くなったり、疲れたり、怪我をしたりしての来室についてのものであると認められ、元気に遊んでいることが伺われる。また、児童Aが保健室で次の月曜日には休むと言っていた6月21日月曜日は登校している。

- (3) 前述のとおり、児童Aは夏休みに入る前の7月19日から1学期最後の日となる7月21日まで3日間欠席した。



しかし、担任教諭によれば、児童Aは7月16日に行われた遠足では楽しそうに過ごしており、遠足の際に児童Aが新たに精神的苦痛を受けたと思われるような事態は生じてはいないと認められる。

また、児童Aが7月19日に小児科を受診したことが認められるが、同日が初診であり、同医院の小児科医は精神状況に関する診断は無理だとして断っており、児童Aが他の医療機関を受診した事実等は認められない。

- (4) 以上からすると、児童Aが7月19日の時点で、精神疾患に罹患していたものと認められる状況にないことは勿論、学校に通学することが精神的に困難となっていたと認めることもできない。

### 3 法第28条第1項第2号の不登校事案と本件事案

- (1) 法第28条第1項第2号の不登校事案における欠席の「相当の期間」について、文部科学省（以下「文科省」と言う。）の行政解釈においては、不登校事案の基準に倣い30日間とするとしている。

児童Aの欠席の状況などを見ると、後述のいじめを受けた5月31日の翌日の6月1日は欠席したものの、6月2日以降7月16日まで欠席はない。夏休みに入る前の7月19日から1学期最後の日となる7月21日まで3日間欠席し、その後2学期が始まる8月17日から欠席となったが、同月20日には転校することを決めて学校にその意思を伝え、同月30日に稚内市立●●小学校（別の小学校）への転校の手続きを行っている。

以上のとおり、転校を決める前までの欠席日数は7日間に過ぎず、長期とは言えない。また、転校の事実それ自体は相当の期間の欠席と同義ではなく、法第28条第1項第2号には該当するとは言えない。

- (2) 文科省策定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

(以下「文科省ガイドライン」と言う。)によれば、これまでに重大事態として扱われた事案には、「欠席が続き(30日未満)、当該校への復帰が出来ないと判断して転学(退学)した場合」があるとされている。

しかし、本件事案においては、前述のとおり、7月19日の時点で、児童Aが学校に通学することが精神的に困難となっていたと認めることはできず、上記先例とは事案が異なる。

- (3) また、文科省ガイドラインにおいては、「いじめの事案で被害児童生徒が当該学校を退学又は転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられる。」とされているが、児童Aは、6月中旬以降は問題なく元気に登校していることが認められ、7月19日の時点で転校に至るほどの精神的苦痛を受けていたと認めることはできない。

#### 4 本件事案の重大事態該当性と本調査

以上のとおり、児童Aに重大な精神的被害は生じておらず、転校の事実をもって児童Aに重大な精神的被害が生じた証左だということもできない。

また、児童Aが長期の欠席を余儀なくされたということもできないことから、本件事案を重大事態と認定することはできない。

当委員会としては、上記のとおり本件が重大事態ではないとの判断に至ったものの、以下において述べるとおり、いじめ行為が認められ、学校において取られた措置や市教委の措置においても様々な問題があることが明らかとなったので、本報告書を取りまとめることとした。

なお、法の規定では、重大な事態が「生じた疑い」があると認めるときには調査を行うものとされており、文科省ガイドラインにおいて

も、「被害児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で（中略）重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる」とされており、本調査を決定した市教委の判断は文科省ガイドラインに適うものといえる。

### 第3 いじめの定義といじめの事実関係等

#### 1 いじめの定義と本件事案について

- (1) 法はいじめを「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

現在の法の定義は、過去の凄惨ないじめ事件の反省から、重大な結果が生じることを未然に防止するために、可能な限り早期にいじめを認知することを目的としたものである。

法はいじめの定義に則って認知されたいじめを契機として、学校並びに学校の設置者（本件では市教委）に措置を取ることを求めており、本調査の目的上、いじめの定義については法に定められた上記いじめの定義を用いる。

- (2) 法はいじめの定義については、平成25年策定の文科省「いじめ防止のための基本的方針」においては、喧嘩は原則除くとされていた。

しかし、平成29年の同基本方針の改定により、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」とされた。

本調査においても、上記平成29年改訂の文科省の基本的方針に

従い、喧嘩を除外することはしない。従って、喧嘩と判断される場合においても、相互に「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」が認められる場合には、原則どちらにもいじめがあったと認定されることになる。

## 2 本件事案に関係する児童の関係性及び問題点

(1) 児童B及びCは1組の児童で、その他の児童は児童Aを含めて全て2組の児童である。幼稚園については児童B、C及びFが同じ幼稚園、児童DとEが同じ幼稚園で、児童Aのみが1人だけ異なる幼稚園出身者であった。

(2) 児童Aと児童Dとの間においては、喧嘩が起こっており、相互にいじめとして認めるべき行為があることが判明した。

児童Aと児童Dが喧嘩をする関係性になった原因については、双方児童からの聞き取りによっても、担任教諭によって行われていた児童Cからの聞き取りによっても決定的要因といえるものを確認できなかった。

## 3 1年生児童らの状況等について

担任教諭によれば、本件学校の令和3年度の1年生は全体としてがやがやとして落ち着きのない状況が続いたという。

児童Aをめぐるっては、ポケットに入れていたハンカチがごみ箱に捨てられる、靴を隠される（隠した者が特定され、当該児童は幼稚園でも行っていた遊びのつもりであったと話し、いじめとしては処理されていない。）等の問題となる事象が発生していた。

担任教諭によれば、上記以外にも、複数の児童に問題行動が見られたという。

## 4 5月31日の出来事の実態関係等

- (1) 5月31日の出来事については、学校がいじめとして認定した事実があるが、担任教諭により児童らからの聞き取り、現場における検証が行われた。

担任教諭による児童らからの聞き取りは、事件から1週間前後の時期の記憶がより新鮮な状態において行われ、児童Aについては個別の聴取も別途行われた。児童5名の児童全員での検証も穏やかな雰囲気で行われていることが検証で再現された場面を撮影した写真等からも伺われ、児童らも真実を話しやすい状況が確保されていたとみることができる。

5月31日の出来事のうち児童Aの他、児童D、E、F、Gが関わる玄関及びトイレでの出来事については、幾つかの異なる見方があるが、上記状況からすると、担任教諭により児童A、D、E、F、Gらから聞き取った内容が事実に沿うものと判断される。

- (2) 担任教諭により聞き取られた5月31日の出来事の内容は6月12日児童Aの保護者に対し、11月8日の保護者説明会においてそれぞれ説明されたが、その内容は次のとおりである。

「昼休みに、児童A、B、Cは、それぞれ別々に外にいた。CはグラウンドにいたBに「Aと遊ぼう」と言って、2人で土手に向かった。土手でCはAに「遊ぼう」と言った。Cが「今日は、たたかいごっこだ」と言い、Bが「いいよ」といったときには、Aは先に走り出しながら「いいよ」と言って、たたかいごっこが始まった。

CとBがAを誘ったのは、「遊ぼうと思った」「前に遊んで楽しかったから」という動機からであった。

3人は、林の中を走り回り、枝や棒切れを持ってカキーンカキーンと言いながらチャンバラごっこをした。その中で枝の引っ張り合いをしながら3人はチャンバラごっこを続けた。

チャンバラごっこの後に、駐車場の車止めの近くで石の投げ合いが始まった。Aが石を2個、Bが石を1個、Cが2個持ち、Aが車止めのところ、Bがそこから3メートルぐらい離れたところ、Cがさらに2メートルぐらい離れたところにいて初めにAが石を1つ2人の方に投げ、BとCの間に落ちた。その時、Bは飛んできた石をめがけて、持っていた石を投げた。さらにAが2つ目の石を2人の方に投げ、Cは持っていた2個の石をAに向かって投げた。

その後、BとCは玄関に向かって走り出し、Aは大きめのチョーク石を拾い、BとCに向かって投げた。その石の粉がCの目に入って痛かった。

その時チャイムが鳴り、3人とも玄関に向かい、Bが先に玄関に入った。

Cが玄関の戸のところで、Aのお腹をパンチし、Aはお腹を押さえて玄関に入り、スノコの上に横になった。Cは、パンチをした理由を、「石を投げるのは危ないから」「石の粉が目に入って痛かったので腹が立ったから」であった。Bは、Aがスノコに横になったのを見たが、どうして横になったのか分からないまま教室に行った。

CはAがお腹を押さえて横になったのを見たが、そのまま教室に行った。教室に入ったCはBにAをたたいてきたと言った。それを聞いたBは「ごめんねしてくれば」とCに伝えたが、Cは言われたことは聞こえていなかった。

Aはお腹が痛くて、玄関のスノコの上に横になっていたところにD、E及びFが外から玄関に戻ってきた。D及びEが「どけて」「靴入れられないからどけて」と言ったが、Aはお腹が痛くて返事が出来なかった。声をかけたのにどけてくれないということで、D、E及びFの3人はAのおしりや足をトントンと蹴った。Aは、つらい

のにどうして蹴られるのだろうと思った。

D、E及びFは、前にAが廊下で寝転がって笑っていることがあって今回もそうかと思った。でもつらそうだったからやめた。

その後、Aはその場から移動し、玄関の中を逃げ回り、D、E及びFの3人はそれを追いかけた。教室では、ちょっかいをかけて始まるかけっこがよく行われていて、そのつもりだったという。

その時のAは笑顔だったよと言っていたが、Aは心では怒っていたけど顔では笑っていたという。

児童Eが、上靴のままたたきのところに行くのはだめだと思って、児童Aの手を後ろから捕まえ（痛くはなかったという）、2人で数歩動いた後、児童Aはそれをほどいて1階男子トイレまで行き、男子トイレの入り口の裏に隠れた。

児童D、E及びFが児童Aを追いかけていき、偶然トイレに来たGと4人でトイレ入り口のドアを押した。Gは遊んでいると思っていた。

児童Aはそこからトイレの個室に逃げ込み、鍵をかけた。児童D、E、F及びGの4人はAが出られないように個室のドアを押さえたり、トイレのドアを1回ずつ蹴ったりした。押さえている間に、児童Aは「あけてくれ～」と2～3回言い、児童D、E、F及びGの4人は中の様子を2回ほどのぞくことがあった。

児童Aが力を込めてドアを押し、ドアが開いたので、児童D、E、F、Gの4人は先に教室に走って戻った。児童Aはその後小便をして教室に戻った。

## 5 いじめの事実の認定

- (1) いじめの事実：令和3年4月中に児童Dが児童Aに唾をかけたこと及び児童Aが児童Dに唾をかけたこと。

児童Aと児童Dとの喧嘩であり、相互にいじめと認定される。なお、日時は特定できない。

- (2) いじめの事実：令和3年4月中に、児童Dが児童Aに砂をかたこと及び児童Aが児童Dに砂をかけたこと。

上記の2人の間の唾かけ行為と同様、児童Aと児童Dの喧嘩とみるべき事実であり、相互にいじめと認定される。これについても日時は特定できない。

- (3) いじめの事実：令和3年5月31日、児童Cが児童Aの腹部を殴打したこと。

但し、この行為については、直前に児童Aと児童Cとの間において石の投げ合いがあり、児童Aの投げた石あるいは石の粉が児童Cの目に入ったが、そのことに対し児童Aが謝っていないという事実が認められる。石投げ行為は遊びとして行われていると認められ、喧嘩行為があったとは認定することはできないが、児童Cにも殴打したことに相応の理由があることになる。

- (4) いじめの事実：令和3年5月31日、トイレに逃げ込んだ児童Aがトイレから出してと言ったのに、児童D、E、F、Gはドアを足で蹴り、児童Aがトイレから出られないようにドアを押して閉じ込めたこと。

但し、閉じ込めたのはごく短時間と考えられる。また、児童D、E、F及びGは教室に戻った後に、担任教諭の指導により、児童Aに謝っており、児童Aも泣いたりすることもなく謝罪を受け入れている。

#### 第4 学校の措置における問題点と対策についての提言

##### 1 本件学校の基本方針及び基本的施策の策定と学校の問題点



(1) 基本方針の策定といじめの定義の確認及び道德教育について

本件学校は、基本方針として「●●小学校いじめ防止基本方針」（以下「本件学校基本方針」と言う。）を策定し、ホームページにおいても公開している。

しかし、本件学校基本方針には、いじめの本質は「継続的な」とされる等、いじめの古い定義による理解のままとおぼしき記載がされており、また、平成29年における文科省のガイドラインの変更も反映されていない。

道德教育については、大手教科書出版社作成の教材・カリキュラムを使用し、月2～4回、年間34回の道德の授業が行われていたが、学校独自の取り組み等はない。

(2) 早期発見のための措置と教職員に対する研修について

本件学校基本方針においては、早期発見のための措置として、年4回のアンケートの実施が定められているが、実際には道教委から提供されている様式でのアンケートを年2回実施していた。

また、教職員への研修については、平成25年のいじめ防止対策法の成立を受けて本件学校基本方針を策定後全く実施されておらず、教職員が新たないじめの定義、またいじめが発生した場合の組織的対応の必要性等について理解されていたかについてははなはだ疑問な状態にあった。

(3) 相談体制の整備と複数の教職員、心理・福祉等の専門家等からなる組織の設置について

「本件学校基本方針」においては「いじめ対応の基本的流れ」が一応定められ、いじめを認知後「いじめ対応チーム」を招集することとされている。

しかし、「いじめ対応チーム」に関する規定・細則・名簿等は存

在せず、当然心理・福祉等の専門家等の参画も予定されていない。

実働不能な組織であり、法が求める組織の設置は、全くなされていないと言わざるを得ない状態にあった。

## 2 個別いじめ事案に対する措置と本件学校の問題点

### (1) 初動対応とその問題点

- ① 法の趣旨といじめの定義についての教職員に対する研修等はなされておらず、組織的対応の核となる「いじめ対策チーム」も有名無実の組織となっていた。

そのため、本件事案については次のような初動の経過をたどっている。

- ② 児童Aと児童Dとの間の唾かけ及び砂かけについては、いずれも児童Aの保護者からの連絡により、担任教諭が事実関係等を児童Dに確認し、指導する等して対応がなされた。

しかし、児童Aと児童Dの上記行為は相互にいじめと判断されるべきことは既述のとおりであるが、いずれもいじめとしての双方に対して認識して組織的対応と必要な指導、助言がなされていない。

- ③ 担任教諭は、5月31日の出来事について、当初、当事者児童らから聴取した「トイレに閉じ込めた」と認識し、問題のある行為であるとは認識したが、いじめに該当する行為と認識するには至らなかった。

担任教諭は問題が大きい行為との認識を有していたことから、上司となる支援部長に対応等を相談したが、支援部長もいじめとの認識には至らなかった。

- ④ 担任教諭は児童Aには保護者に話をするように伝え、児童D、E、F、Gの保護者には、謝罪を促す電話をした。

しかし、児童Aの保護者に対し、児童Eの保護者から児童Aの側にも原因があるような指摘がなされ、担任教諭は当日に児童A宅を訪問して説明することとなったが、本件事案について、関係児童らからの事実関係に関する十分な聞き取りがなされないままに、保護者に対して「トイレに閉じ込めた」との説明に終始することとなった。

- ⑤ 児童Aの保護者は、以上のような不十分な説明と、児童Aから自ら聞き取った事実関係等により、本件事案についてやや独自の理解に至ってしまったと思われる。

以上の経過が後述する児童D、E、F、Gらの保護者との相互理解と話し合いを困難にした一因となったことは否めない。

児童Aには、他の児童との間にも問題となる行為あるいは喧嘩行為が複数発生し、新1年生であることから、保護者が心配するのも無理はない状況にあった。児童Aに対する指導と見守り並びに児童Aの保護者に対する説明と支援が適切に行われていれば、その後の経過は異なったものとなったと思われる。

(2) いじめ行為と認識した後に取られた措置とその問題点

- ① 6月12日に児童Aの保護者に対していじめの事実を認定したことを報告し、6月15日以降、順次児童B、C、D、E、F、Gの保護者に対する説明を行った。
- ② しかし、その後の対応は担任教諭と管理職による対応となり、管理職もいじめ事案に対する必要な措置を理解しないままに、組織的対応はなされず、いじめを受けた児童又は保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言等も具体的に見える形では実施されていない。
- ③ また、児童Aの保護者が自ら児童B、C、D、E、F、Gらの

保護者と折衝する方針を明らかにしたことも相まって、法が求める「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置」は取られず、当事者任せとなってしまった。

- ④ 結果的にいじめを受けた児童Aの保護者といじめを行った児童等の保護者との間の相互理解がないままに、児童Aが転校に至り、その後さらに関係悪化という事態を招くこととなった。

(3) 11月8日に開催した保護者説明会とその問題点

- ① 法は、いじめの事実を認知した場合の学校の対応・措置として保護者説明会の開催については特に規定していない。

保護者説明会については、いじめの未然防止には全保護者の理解と参画が必要とされることから、いじめの学校いじめ防止基本方針の策定等については保護者の周知のために開催する場合や、重大事態として調査された件について、学校としての問題点と再発防止に向けた措置について説明することが求められる場合に開催することは考え得る。

しかし、重大事態としての調査も未了である個々のいじめ事案については当事者のプライバシー保護への考慮も必要であり、当該児童への再発防止の観点から特に必要性が認められる場合、重大な被害が生じたことが明白となり緊急的な説明が特に必要な場合などに限られるものとする。

また、説明会の内容についても、それらの目的に沿ったものであることが必要である。

- ② 以上のとおり、いじめ問題について認知した段階で保護者説明会を開催する必要性については、慎重に検討しなければならない、

安易に開催すべきものではない。

しかし、学校は特段の必要性が認められない段階において、被害者保護者からの被害の訴え、加害側児童保護者との話し合い等についての説明等に大半を費やす内容とする保護者説明会を開催した。

説明会の開催には、児童Aの保護者からの再三にわたる強い要請があったものと認められるが、保護者説明会の意義についての理解を欠いたままに、一方当事者のみからの要請で、一方当事者の見解だけが述べられる内容の説明会となったことは、著しく不適切であった。

説明会の出席者から、被害側児童保護者の話に最大の時間を費やすことになるのはおかしいとの批判がなされたのも尤であると言わなければならない。

#### (4) 本件学校の対応の問題点

本件学校の対応は、これまで他の事案において指摘された、「当該学校は、いじめの認知後、すぐに『学校いじめ対策組織』としての情報収集と共有、指導・支援体制の整備等を行わず、管理職と一部の教員のみによる指導を行っており、学校全体での組織的な対応や外部の視点を取り入れた支援体制が行えなかった点で課題がある」との問題点そのまま該当する。

### 3 本件学校に対する提言

#### (1) 研修の実施

法は、早期にいじめを発見し、重大な結果を招くことがないように現在のいじめの定義を定めたものであるが、いじめの事実を最初に認知する現場の教員が法の趣旨を理解して、緊張感をもって臨まなければ法の趣旨は機能しない。

本件学校は、法ができた後に一度も研修を実施しておらず、まずは法の趣旨、いじめの定義及びいじめの実情・現況を再確認するための研修を実施すべきである。また、講師として専門家を招聘する研修等も実施すべきである。

(2) 組織的対応を現実的に可能とする組織とマニュアルの策定

現在のいじめの定義に即すると、いじめは多数認知されることになる。文科省の令和元年の統計においては、北海道の認知率は他県に比べて低く、暗数が多いものと考えられ、現場の教職員が正しくいじめの定義を理解すれば、認知件数が増加することが予測される。

多数のいじめ事案について、組織的対応を現実的に可能にする組織とマニュアルの策定は必須であると考えられる。

道教委においても、いじめの相談・通報を受けた際に、教職員が適切に対処できるようマニュアルを策定しておき、対処方法を徹底する必要があるとし、次のようなマニュアルを策定している。

いじめ対応組織の構成員は学校の実情を踏まえ構成し、関係児童生徒と関わりの深い教職員も必要に応じて加われるようにし、「事情聴取・整理・分析・まとめ担当」、「対応策の検討担当」を置き、外部機関との連携・調整は教頭など管理職が担当する。他にも、調査と被害児童生徒等の支援を同時に進めなければならない場合には、調査班と対応班を分けるなど工夫して対応する。被害児童生徒のケア、被害児童生徒の保護者対応、加害児童生徒の指導・支援、加害児童生徒の保護者対応それぞれについて、対応者と対処内容を定めることとされている。

本件学校基本方針においては、簡易なマニュアルが作成されていたが、上記道教委のマニュアル等を参考に、組織的対応を現実的に可能とする組織とマニュアルの策定が急務である。

また、いじめ対応組織の構成員について、法は、複数の教職員、心理・福祉等の専門家等からなる組織の設置（法第22条）を求めているが、可能であれば法律専門家も構成員に入ることが望ましい。

専門家を組織に入れることについては、財政上の問題と選任の点で困難が予想されるところであるが、この点については、学校に求められる責務であると同時に、学校設置者である教育委員会の責務となる。

## 第5 学校設置者たる市教委における問題点と対策の提言

### 1 市教委の措置の問題点

- (1) 法が学校と学校設置者である教育委員会に求めている各措置の内容は同じものであるが、それらはいずれも学校において実施されるものであることからすると、法の趣旨は、学校設置者に対して、それら措置を学校と協働して行うか、あるいは、それら措置が学校において適切に実施されているかを確認し、必要な指導・助言を行うことを求めていると言える。
- (2) 本件学校における法が求める措置の実施状況については既述したとおり、問題が多いと言わざるを得ない。

市教委においては、いじめに関する道教委からの施策、情報等を伝達するなどしていたが、学校と協働して行うことはされておらず、また、学校において適切に実施しているかについて確認し、必要な指導・助言を十分に行ったとは言い難い。

### 2 提言

#### (1) 法が求める措置について

法が求めている各措置を今一度根本的に確認し、実施する必要がある。小中学校の設置者となる市教委は、本件学校のみならず稚内市

内の全小中学校に関して責務を負っておりその責任は重大である。

(2) 双方保護者への対応と相互間の調整について

本件事案において、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置が取られず、却ってそれを助長しかねない問題のある保護者説明会が開催されたことについては既に述べたとおりである。

保護者への対応については、教育委員会・学校が相談、助力を得られる体制が必要であり、スクールロイヤーの活用も考えられる。